

伊 勢 市 公 報

第 81 号
平成 21 年 3 月 23 日
月 曜 日

目 次

	頁
規 則	
○ 伊勢市事務分掌規則の一部を改正する規則	2
訓 令	
○ 伊勢市事務決裁規程及び伊勢市文書管理規程の一部を改正する規程	4
選挙管理委員会告示	
○ 永久選挙人名簿関係	
・ 選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数、6 分の 1 の数及び 3 分の 1 の数について	6
○ 選挙管理委員会関係	
・ 伊勢市公職選挙執行規程の一部改正について	7
・ 伊勢市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公 営に関する規程の一部改正について	11
上下水道事業告示	
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の指定について	20
○ 伊勢都市計画事業の事業計画の変更に伴う図書の縦覧について	21
公 告	
○ 農用地利用集積計画の作成について	22
○ 伊勢市障害者保健福祉計画（案）に関するパブリックコメントの結果について	23
○ 公示送達	24
公 表	
○ 監査委員公表	25

伊勢市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 21 年 3 月 5 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市規則 2 号

伊勢市事務分掌規則の一部を改正する規則

伊勢市事務分掌規則（平成 19 年伊勢市規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の表及び第 6 条の表生活部の部定額給付金対策準備室の項中「定額給付金対策準備室」を「定額給付金対策室」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市事務決裁規程及び伊勢市文書管理規程の一部を改正する規程を次

のように定める。

平成 21 年 3 月 5 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市訓令第 2 号

伊勢市事務決裁規程及び伊勢市文書管理規程の一部を改正する規程
(伊勢市事務決裁規程の一部改正)

第 1 条 伊勢市事務決裁規程(平成 17 年伊勢市訓令第 3 号)の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 4 の(6)の表中「定額給付金対策準備室」を「定額給付金対策室」に改める。

(伊勢市文書管理規程の一部改正)

第 2 条 伊勢市文書管理規程(平成 17 年伊勢市訓令第 6 号)の一部を次のように改正する。

別表定準の項を次のように改める。

定	生活部定額給付金対策室
---	-------------

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

伊勢市選管告示第 13 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の規定による直接請求、市町村の合併の特例等に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）の規定による合併協議会設置の請求及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）の規定による解職請求に必要な選挙権を有する者の数は、次のとおりです。

平成 21 年 3 月 2 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 杉 木 仁

記

- 1 地方自治法第 74 条第 1 項及び同法第 75 条第 1 項並びに市町村の合併の特例等に関する法律第 4 条第 1 項及び同法第 5 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数

2,189 人

- 2 市町村の合併の特例等に関する法律第 4 条第 11 項、同法第 5 条第 15 項及び同法第 61 条第 11 項に規定する選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数

18,237 人

- 3 地方自治法第 76 条第 1 項、同法第 80 条第 1 項、同法第 81 条第 1 項及び同法第 86 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数

36,473 人

（参考）永久選挙人名簿登録者総数 109,418 人

伊勢市選挙管理委員会告示第 14 号

伊勢市公職選挙執行規程の一部を改正する規程を次のように公表する。

平成 21 年 3 月 2 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 杉 木 仁

伊勢市公職選挙執行規程の一部を改正する規程

伊勢市公職選挙執行規程（平成 17 年伊勢市選挙管理委員会告示第 3 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 3 章 自動車又は船舶及び拡声機の使用（第 4 条―第 8 条）」
「
第 3 章 自動車又は船舶及び拡声機の使用（第 4 条―第 8 条）
を
第 3 章の 2 選挙運動用ビラ（第 8 条の 2―第 8 条の 3）
に改
める。」

第 3 章の次に次の 1 章を加える。

第 3 章の 2 選挙運動用ビラ（第 8 条の 2―第 8 条の 3）

（選挙運動用ビラの届出）

第 8 条の 2 法第 142 条第 1 項第 6 号の規定により候補者が頒布する選挙運動用ビラの届出は、様式第 5 号の 2 により作成した文書に当該選挙運動用ビラの見本を添えてしなければならない。

（選挙運動用ビラの証紙）

第 8 条の 3 法第 142 条第 7 項の規定による証紙は、様式第 5 号の 3 に準じて作成し、前条の規定による届出があった後、直ちに交付するものとする。

様式第 5 号の次に次の 2 様式を加える。

様式第5号の2（選挙運動用ビラ届出様式）（第8条の2関係）

選挙運動用ビラ届出書

年 月 日

（あて先）伊勢市選挙管理委員会委員長

伊勢市長選挙

候補者氏名印

年 月 日執行の伊勢市長選挙において、公職選挙法第142条第1項第6号の規程により頒布するビラを次のように届け出ます。

ビラの種類	頒布する枚数

計 種類

備考

この届出書は、ビラの見本（記載内容の異なるビラがある場合においては、その異なるごとにそれぞれ1枚）を添えること。

様式第5号の3（選挙運動用ビラ証紙様式）（第8条の3関係）

年執行
伊勢市長選挙
(番 号)
伊勢市選管

備考

- 1 用紙及び地模様は、特別なものを使用
することができ、その都度定める。
- 2 番号は、候補者ごとに異なるものを用
いるものとする。

附 則

この告示は、平成21年3月2日から施行する。

伊勢市選挙管理委員会告示第 15 号

伊勢市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び
ポスターの作成の公営に関する規程の一部を改正する規程を次のように公
表する。

平成 21 年 3 月 2 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 杉 木 仁

伊勢市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用
及びポスターの作成の公営に関する規程の一部を改正する規程

伊勢市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び
ポスターの作成の公営に関する規程(平成 17 年伊勢市選挙管理委員会告示
第 9 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条に次の 1 項を加える。

- 2 前項の場合において、燃料供給業者に同項の選挙運動用自動車使用証
明書を提出するときは、これに、燃料の供給を受けた日付、燃料の供給
を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則(昭
和 45 年運輸省令第 7 号)第 13 条第 1 項第 4 号に規定する 4 けた以下の
アラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料
供給業者から給油の際に受領したものの写しを添付しなければならない。

第 5 条中「燃料供給業者」を「当該証明書のほかに、燃料供給業者にあ
っては第 2 条第 2 項の確認書及び前条第 2 項に規定する書面の写し」に改
め、「当該証明書のほかに」を削る。

様式第 1 号から様式第 6 号までを次のように改める。

様式第1号(第1条関係)

(その1)

選挙運動用自動車使用契約届出書

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので、届け出ます。

年 月 日

(あて先)伊勢市選挙管理委員会委員長

年 月 日執行

候補者

選挙



記

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約 年 月 日	契約の相手方の氏名又は名称 及び住所並びに法人にあって はその代表者の氏名	契約内容		備考
		運送契約期間	運送契約金額	

2 1に掲げる契約以外の場合

区分	契約 年 月 日	契約の相手方の氏名又は 名称及び住所並びに法人 にあってはその代表者の 氏名	契約内容		備考
			借入期間等	契約金額	
自動車の 借入れ					
運転手の 雇用					
燃料代					

備考 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

2 2の「契約内容」欄の「借入期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入期間を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の登録番号を記載してください。

3 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください（なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。）。

(その2)

選挙運動用ポスター作成契約届出書

次のとおり選挙運動用ポスターの作成契約を締結したので、届け出ます。

年 月 日

(あて先)伊勢市選挙管理委員会委員長

年 月 日執行
候補者 選挙
印

記

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		作成契約枚数	作成契約金額	

備考 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

様式第2号(第2条関係)

(その1)

選挙運動用自動車燃料代確認申請書

次の選挙運動用自動車の燃料代につき、伊勢市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例第4条第2号イの規定による確認を受けたいので、申請します。

年 月 日

(あて先)伊勢市選挙管理委員会委員長

年 月 日執行
候補者 選挙
印

記

- 1 契約年月日 年 月 日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号
- 4 確認申請金額 円

区 分	購 入 金 額	左のうち確認済又は確認申請金額
前回までの累積金額 (a)	円	円
今回の購入金額 (b)	円	円
燃料代計 (a)+(b)	円	円
備 考		

- 備考
- 1 この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に、候補者から伊勢市選挙管理委員会に提出してください。
 - 2 この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について、公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
 - 3 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号」には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。
 - 4 「前回までの累積金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額をも含めて記載してください。

(その2)

選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書

次の選挙運動用ポスター作成枚数につき、伊勢市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例第4条の規定による確認を受けたいので、申請します。

年 月 日

(あて先)伊勢市選挙管理委員会委員長

年 月 日執行 選挙
候補者 印

記

- 1 契約年月日 年 月 日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- 3 確認申請枚数 枚

区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済 又は確認申請枚数
前回までの累積枚数(a)	枚	枚
今 回 の 枚 数 (b)	枚	枚
枚 数 計 (a)+(b)	枚	枚
備 考		

- 備考 1 この申請書は、ポスター作成業者ごとに別々に、候補者から伊勢市選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用ポスターの作成枚数について、公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のポスター作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。

様式第3号(第2条関係)
(その1)

確認番号 _____

選挙運動用自動車燃料代確認書

伊勢市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例第4条第2号イの規定に基づき、次の選挙運動用自動車の燃料代は、同号イに定める金額の範囲内のものであることを確認する。

年 月 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長

印

記

1 年 月 日執行 選挙

2 候補者の氏名

3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号

4 確認金額 円

- 備考
- 1 この確認書は、選挙運動用自動車の燃料の代金について確認を受けた候補者から、燃料供給業者に提出してください。
 - 2 この確認書を受領した燃料供給業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用自動車使用証明書(燃料)とともに当該確認書を請求書に添付してください。なお、公費の支払の請求ができるのは、この確認書に記載された選挙運動用自動車への燃料の供給に限られています。
 - 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、伊勢市に支払を請求することはできません。

(その2)

確認番号

選挙運動用ポスター作成枚数確認書

伊勢市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例第4条の規定に基づき、次の選挙運動用ポスター作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

年 月 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長

印

記

1 年 月 日執行 選挙

2 候補者の氏名

3 確認枚数 枚

- 備考
- 1 この確認書は、選挙運動用ポスター作成枚数について確認を受けた候補者から、ポスター作成業者に提出してください。
 - 2 この確認書を受領したポスター作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用ポスター作成証明書とともに、この確認書を請求書に添付してください。
 - 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、伊勢市に支払を請求することはできません。

様式第4号(第4条関係)

(その1)

選挙運動用自動車使用証明書(自動車)			
次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。			
年 月 日			
年 月 日執行			
候補者			
選挙 印			
記			
運送等契約区分 (該当する方の番号に○ をしてください。)	1 一般乗用旅客自動車 運送事業者との運送 契約による場合	2 左に掲げる契約 以外の契約による場 合	
運送事業者等の氏名 又は名称及び住所並 びに法人にあっては その代表者の氏名			
車種及び自動車登録番号	運送等年月日	運送等金額	備 考

- 備考 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 2 運送事業者等が伊勢市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、伊勢市に支払を請求することはできません。
- 4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。
- (1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 64,500円
- (2) (1)以外の場合 15,300円
- 5 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約とそれ以外の契約とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは、候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
- 6 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは、候補者の指定する1台に限られていますので、その指定

伊勢市上下水道事業告示第 10 号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 17 号) 第 5 条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しましたので、告示します。

平成 21 年 3 月 2 日

伊勢市長 森 下 隆 生

指定 番号	事業者名	所 在 地	指定年月日
293	有限会社 中村設備	津市渋見町 182 番地	平成 21 年 2 月 26 日

伊勢市上下水道事業告示第 11 号

都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 62 条第 1 項の規定による都市計画事業の図書の写しの送付を受けたので、同条第 2 項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成 21 年 3 月 12 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 都市計画事業の種類及び名称

伊勢都市計画下水道事業

流域関連伊勢市公共下水道(宮川処理区)

2 縦覧場所

伊勢市上下水道部下水道建設課

伊勢市役所本館 1 階上下水道窓口

伊勢市公告第 18 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 21 年 3 月 2 日

伊勢市長 森 下 隆 生

農用地利用集積計画（利用権設定）

利用権を設定する人	利用権の設定を受ける人	利用権設定面積	備考
2 人	2 人	31,648 m ²	1 年
2 人	2 人	8,600 m ²	2 年
6 人	5 人	14,764 m ²	3 年
9 人	6 人	41,049 m ²	5 年
1 人	1 人	6,928 m ²	10 年

伊勢市公告第 19 号

伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成 17 年 11 月 1 日施行）第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり伊勢市障害者保健福祉計画（案）に関するパブリックコメントの結果を公表します。

平成 21 年 3 月 6 日

伊勢市長 森 下 隆 生

- 1 案の題名
伊勢市障害者保健福祉計画（案）
- 2 案の公告日
平成 21 年 1 月 9 日
- 3 提出された意見概要
別紙のとおり
- 4 提出された意見に対する市の考え方
別紙のとおり
- 5 案の修正内容
別紙のとおり

「別紙」は省略し、その関係書類を伊勢市健康福祉部障がい福祉課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 20 号

公 示 送 達

下記の者の平成 20 年度国民健康保険料納入通知書は、住所、居住等が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 78 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により、健康福祉部医療保険課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成 21 年 3 月 13 日

伊勢市長 森 下 隆 生

記

1 公示送達を受けるべき者の氏名及び住所

氏 名	住 所	通知書番号
中西 力郎	西豊浜町 1552 番地	0006905-2
世古 康弘	大湊町 1118 番地 137	0058045-5

伊勢市監査委員公表第1号

平成20年度定期監査等結果（前期）（指摘事項）に対する措置状況を、地方自治法第199条第12項の規定により、次のとおり公表します。

平成21年3月12日

伊勢市監査委員 小松 尚平
 伊勢市監査委員 浦野 卓久
 伊勢市監査委員 蘭田 順一

【生活部】

所管課	監査結果（前期）（指摘事項）	措置状況
市民参画交流課	<p>神社コミュニティセンターの管理委託については、会議室の貸館業務がないにも関わらず、他のコミュニティセンターと同額の委託料が支払われている。</p> <p>常に業務内容を把握し、適正な委託金額で執行されたい。</p>	<p>「検討中」</p> <p>今回の定期監査でコミュニティセンターの図書室についての意見が出され、平成20年11月に日曜日の利用者数を把握した。また、21年1月より図書室の利用状況を調査しており、その結果を踏まえ神社コミュニティセンターの図書室について方向性を出し、管理委託料を決定したい。</p>

【観光交通部】

所管課	監査結果（前期）（指摘事項）	措置状況
観光事業課	<p>宮川花火大会実行委員会の事務処理において、領収印漏れなど一部不適切な事務処理が見られたので適正に処理されたい。</p> <p>また、負担金の適正化について検討されたい。</p> <p>なお、特別会計で基金が積み立てられているが、基金積み立てにかかる規定がないので、会計を明確にするためにも早急に整備されるとともに、基金によらない補正についても検討されたい。</p>	<p>「実施中」</p> <p>ご指摘のありました、不適切な事務処理については、このようなことがないように、システムによる処理を行い、チェック担当職員による確認を行うなど細心の注意を図り、適正処理に努めている。</p> <p>負担金の適正化については、今後検討していきたい。</p> <p>また、基金積み立てにかかる規定については、現在整備に向けて進めているところである。</p>